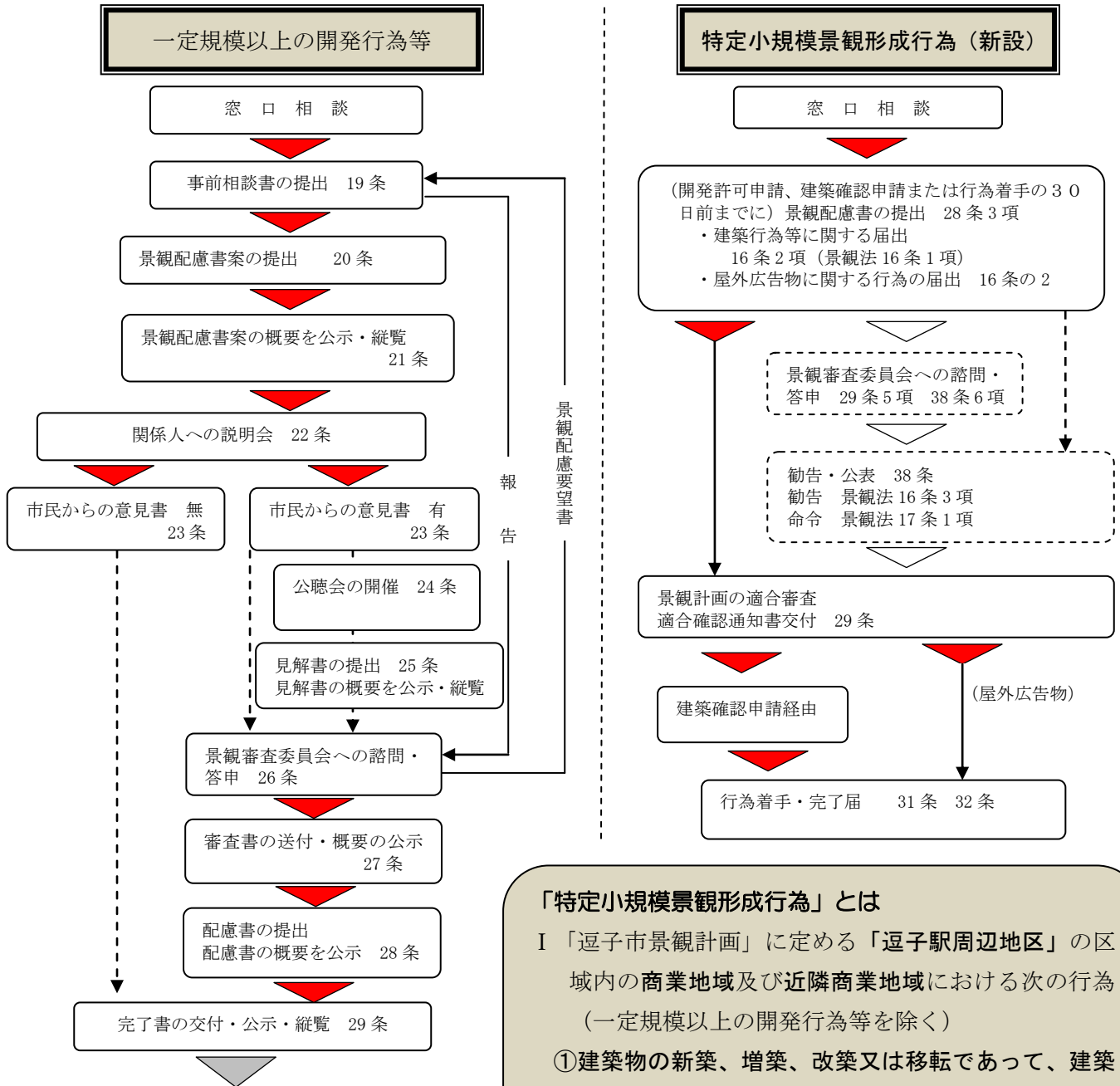


逗子市景観計画及び逗子市景観条例の改正により、「逗子駅周辺地区」の商業地域及び近隣商業地域においては、建築確認が必要な全ての建築行為等について、「逗子駅周辺地区」及び「東逗子駅周辺地区」においては、2㎡以上の屋外広告物の設置等の行為について、事前に景観条例の手続きが必要となります。

改正後の逗子市景観条例の手続きの流れ



- まちづくり条例第23条**
 事前協議申請書の提出
 告示・縦覧
 事前協議事項
 ・まちづくり基本計画に関する事項
 ・推進地区基本計画及び地区まちづくり協定に関する事項
 ・つくる条例の評価書・完了書の内容に関する事項
 ・景観条例の配慮書・完了書の内容に関する事項
 ・説明会の開催等に関する事項
 ・開発事業の基準等に関する事項

「特定小規模景観形成行為」とは

I 「逗子市景観計画」に定める「逗子駅周辺地区」の区域内の商業地域及び近隣商業地域における次の行為（一定規模以上の開発行為等を除く）

- ①建築物の新築、増築、改築又は移転であって、建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの
- ②工作物の新築、増築、改築又は移転であって、建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの

II 「逗子市景観計画」に定める「逗子駅周辺地区」及び「東逗子駅周辺地区」の区域内における次の行為

- ③屋外広告物の設置、修繕、模様替え又は色彩の変更でその見付け面積が2㎡以上のもの